

村 環 第 152 号
令和 8 年 8 月 6 日

新潟県知事 花角 英世 様

村上市長 高橋 邦芳

環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

令和 8 年 5 月 22 日付け環政第 205 号で照会があった標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

1 総括的事項

- （1）事業の実施にあたっては、地域住民に丁寧な説明を行い、理解の醸成に努めること。
- （2）風力発電設備の建設から供用開始以降に至るまで、地域住民の生活環境に十分配慮し、何らかの影響が認められた場合は適切に対応すること。

2 個別的事項

- （1）騒音及び超低周波音においては、本準備書においていずれも、環境保全の基準等との整合性が図られているものと評価するが、引き続き住民の生活環境への影響について、最新の知見等を参考に調査、予測及び評価を行い、影響の回避に努めること。
- （2）モノパイル打設工事時においては、事前に地域住民への周知を図るとともに、最大限の騒音低減措置を図ること。
- （3）風力発電施設の建設による海岸浸食への影響について、長期間継続して調査や予測及び評価を行うこと。
- （4）事業実施区域の上空を飛翔する可能性のある鳥類（希少猛禽類を含む）への影響については、専門家の意見を踏まえ、調査、予測及び評価を行い、影響の回避に努めること。
- （5）魚類（サケ類を含む）への影響については、別途発電事業者において実施する漁業影響調査結果も踏まえ、影響の回避に努めること。

胎 市 第 359 号
令和8年8月10日

新潟県知事 花角 英世 様

胎内市長 井畑明彦

環境影響評価準備書に対する意見の提出について

令和8年5月22日付け環政第205号で通知のあった標記の件について、下記の意見を提出します。

記

1 準備書の名称

(仮称) 新潟県村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業 環境影響評価準備書

2 事業者

村上胎内洋上風力発電株式会社

3 当該環境影響評価準備書に対する意見

(1) 事後調査及び環境監視について

環境影響評価において、予測の不確実性の程度が大きい項目については、供用開始後も適切に事後調査及び環境監視を実施するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を講じること。

また、事業が長期間にわたり実施されることを踏まえ、環境影響の継続的な把握に努めること。

なお、調査結果については、地域住民及び関係自治体へ分かりやすく公表すること。

(2) 工事中の環境保全について

モノパイル打設工事、海底ケーブル敷設工事等の実施に当たっては、工事に伴う騒音や水中音、海域環境及び海岸環境への影響の把握に努め、その影響を可能な限り低減するよう適切な環境保全措置を講じること。

特に、海域利用や海岸利用への影響に十分配慮するとともに、工事に伴う騒音や水中音については、周辺の生活環境への影響を可能な限り低減するよう配慮すること。

(3) 騒音及び超低周波音について

風力発電設備の稼働に伴う騒音及び超低周波音については、供用開始後も状況の把握に努めるとともに、必要に応じて環境保全措置を講じること。

また、地域住民の不安の軽減を図るため、調査結果等について適切な情報提供に努めること。

(4) 自然環境への配慮について

鳥類、海生生物その他の自然環境については、供用開始後も継続的な状況の把握に努め、予測を上回る影響が確認された場合には、必要な環境保全措置を講じること。

また、生態系への影響に関する最新の知見を踏まえ、適切な対応に努めること。

(5) 地域との共生について

工事中及び供用開始後においては、地域住民、漁業関係者及び関係自治体との継続的な情報共有及び対話を継続するとともに、環境監視結果等について分かりやすく公表し、寄せられた意見等に対して誠実に対応すること。

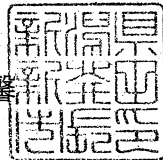
また、地域との信頼関係の維持に努め、事業への理解の促進を図ること。

担当：胎内市市民生活課 生活環境係 電話：0254-43-6111（内線 1150） Mail：kankyou@city.tainai.lg.jp
--

令和8年7月15日

新潟県知事 花角 英世 様

新発田市長 二階堂 馨



環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

令和8年5月22日付け環政第205号で照会のあった標記の件について、環境影響評価法第20条第2項の規定により、下記のとおり回答します。

記

1 意見

- （1）地域住民の意見等を参考に周辺の環境の保全に最大限配慮した事業を行うこと。
- （2）住民の生活環境に影響を及ぼすことのないように、地域住民、土地所有者及び関係団体等に対して、積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、合意形成を図ること。
- （3）強風及び落雷等により風車の破損、落下など事故等を未然に防止するための安全対策、事故等が発生した場合における周辺環境に対する被害防止及び復旧を行うこと。
- （4）風力発電施設の稼働後に当該事業が原因で住民の生活環境に影響が生じたと客観的に認められる時は、すみやかに調査を行い、原因の特定に努め、必要な対策を検討し、適切な措置を講ずること。また、万が一事故等が発生した場合は、迅速な情報公開をすること。
- （5）施設稼働中の維持・安全管理、計画事業期間満了後の事業更新、廃止、環境回復措置等について予め検討すること。

担当

新発田市 環境衛生課 生活環境係

TEL: 0254-28-9120（直通）

E-mail: kankyou@city.shibata.lg.jp